

技 第 777 号
令和6年3月22日

部 内 各 課 の 長
部内各出先機関の長 様

技術管理課長

情報共有システムに係る実施要領の改定について（通知）

このことについて、別添のとおり「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」を改定し、下記のとおり実施することとしたので通知します。

なお、各市町村及び各建設業関係団体宛てに、別途送付していることを申し添えます。

記

1 適用日

令和6年4月1日以降に設計図書を作成した工事（営繕工事を除く）

2 対象工事

対象は、原則、全ての工事とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

問合せ先 県土整備部技術管理課

技術情報班 高橋

TEL 043-223-3503

E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 777 号

令和6年3月22日

各発注部（局・庁）の長
各 公 営 企 業 の 長 様

県土整備部長

情報共有システムに係る実施要領の改定について（送付）

このことについて、別添のとおり「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」を改定し、下記のとおり実施することとしたので、参考までに送付します。

記

1 適用日

令和6年4月1日以降に設計図書を作成した工事（営繕工事を除く）

2 対象工事

対象は、原則、全ての工事とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

問合せ先 県土整備部技術管理課

技術情報班 高橋

TEL 043-223-3503

E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 777 号

令和6年3月22日

各 市 町 村 長
各 関 係 機 関 の 長 様

千葉県県土整備部長

(公印省略)

情報共有システムに係る実施要領の改定について（送付）

このことについて、別添のとおり「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」を改定し、下記のとおり実施することとしたので、参考までに送付します。

記

1 適用日

令和6年4月1日以降に設計図書を作成した工事（営繕工事を除く）

2 対象工事

対象は、原則、全ての工事とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

問合せ先 県土整備部技術管理課

技術情報班 高橋

TEL 043-223-3503

E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp

技 第 777 号

令和6年3月22日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長

(公印省略)

情報共有システムに係る実施要領の改定について (送付)

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、別添のとおり「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」を改定したので、貴団体におかれましては、傘下会員への周知をお願いします。

記

1 適用日

令和6年4月1日以降に設計図書を作成した工事（営繕工事を除く）

2 対象工事

対象は、原則、全ての工事とする。ただし、活用による生産性向上が見込まれないなどと判断される場合は、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

問合せ先 県土整備部技術管理課

技術情報班 高橋

TEL 043-223-3503

E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp